




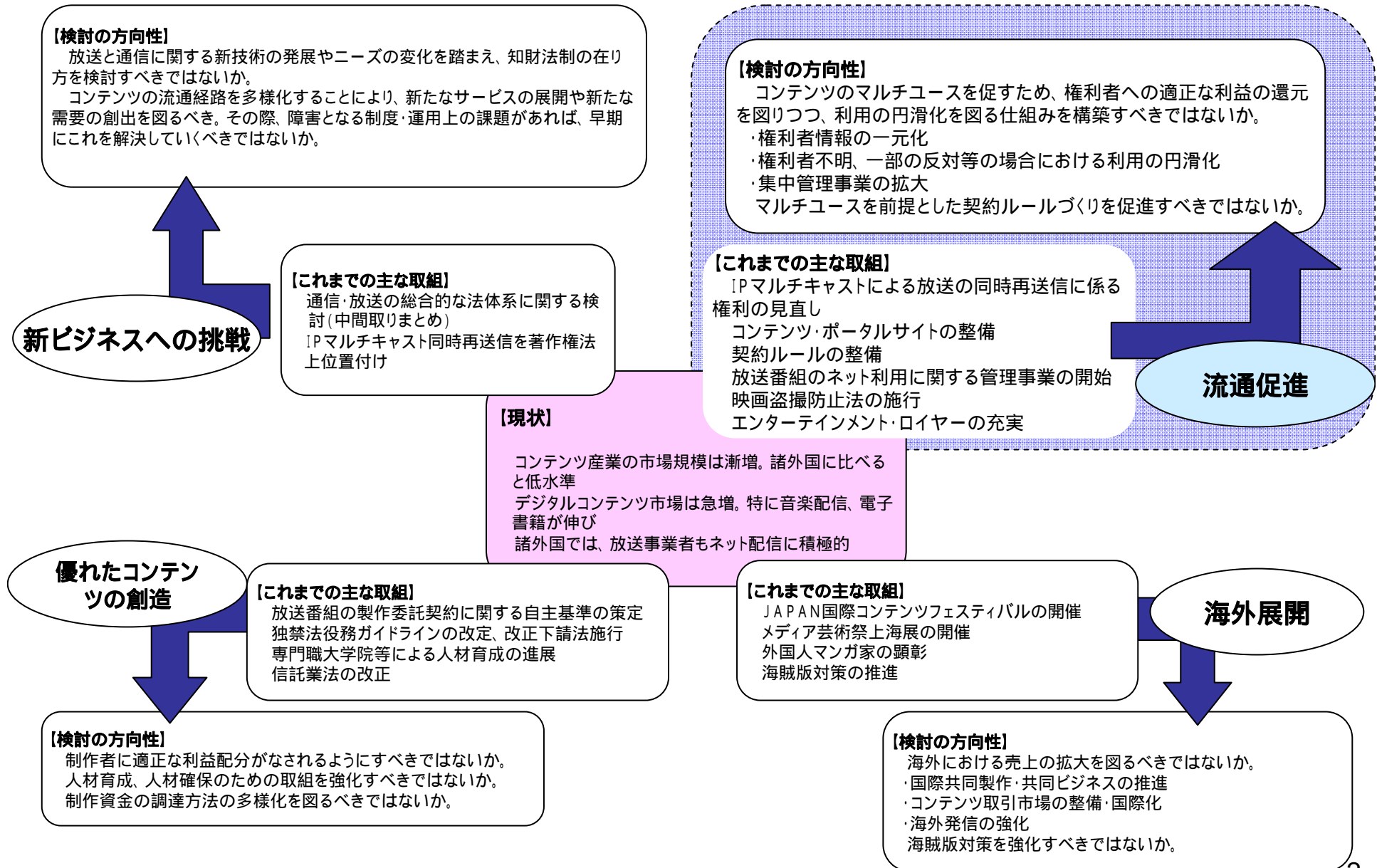
# デジタルコンテンツの流通促進について

2007年11月9日  
コンテンツ・日本ブランド専門調査会  
第2回 コンテンツ企画ワーキング・グループ



# デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について

(第1回コンテンツ・日本ブランド専門調査会配付資料)



# デジタルコンテンツの流通促進法制等について

## 提言

経済財政諮問会議 民間議員説明資料(2007年2月27日)から抜粋

「わが国では、貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている(例:過去のTV番組の再放送等が著しく制限)。インターネット上でデジタル・コンテンツを流通させるには、著作権、商標権、意匠権などの全ての権利者から事前に個別に許諾を得る必要があり、手続きコストがビジネス上見合わないためである。デジタル・コンテンツ市場を飛躍的に拡大させるため、世界最先端のデジタル・コンテンツ流通促進法制(全ての権利者からの事前の許諾に代替しうる、より簡便な手続き等)を2年以内に整備すべきである。」

知的財産推進計画2007(平成19年5月31日)から抜粋

「デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて2007年度中に検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備することにより、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)」

# デジタルコンテンツの流通促進に関する課題（提言の背景）

## 権利処理の円滑化・取引市場の整備

### （市場の透明性）

- ・誰がどのようなコンテンツを保有しているか分からない。
- ・複数の権利者が関与するコンテンツでは、それぞれの権利情報が明らかにされていないものが多い。

権利情報の集約化が必要

### （権利者不明の場合）

- ・所在不明の著作権者がいる場合、著作権法上の裁定制度は時間・費用がかかりすぎる。
- ・実演家等の隣接権者が所在不明の場合には、裁定制度がないため適法に利用することができない。

法制度の整備、関係者間の自主的なルール作りが必要

### （一部反対者の場合）

- ・権利者が複数存在する場合（共有著作権）、一部の権利者の反対によりコンテンツ全体の利用が不可能となる。
- ・放送番組や映画など、異なる複数の権利が存在するコンテンツでは、共有著作権のように「正当な理由がない限り同意を拒否できない」という規定もないため、権利処理を行うに当たり、利用拒否について予見することができない。

法制度の整備、関係者間の自主的なルール作りが必要

### （権利の集中管理等）

- ・権利の集中管理が十分進んでいない分野がある。
- ・特に、放送番組では多くの実演家に関わるが、権利の集中管理が十分進んでいないため、権利処理の作業にコストがかかる。
- ・音楽では、携帯・PCでの配信件数の増大に伴い、権利処理の作業が追いつかなくなっている。

権利の集中管理の拡大、権利処理事務の効率化が必要

### （契約ルールの問題）

- ・放送番組が通信で活用される場合、報酬の分配や利用回数等に関してよりどころとなる共通の契約ルールがない。
- ・放送番組のマルチユースを促進するため、番組の著作権の帰属、窓口管理業務の在り方に関し、関係者全体が積極的に二次利用を行えるよう環境整備が必要。

関係者間の契約ルール作りが必要

など

# デジタルコンテンツの流通促進に関する課題（提言の背景）

## ユーザーの利用環境の整備

ネット検索サービスや私的録音・録画に関する法制度が十分整備されていない。

図書館、放送番組などの我が国の貴重な文化的所産をデジタル技術を活用して保存、提供すべき。

法制度の整備、新技術の開発が必要

など

## 海賊版や違法コピーへの対策

海賊版、違法コピーが蔓延し、健全なビジネスの発展を阻害している。

法制度の整備、新技術の開発、関係者の自主的な取組が必要

# デジタルコンテンツの流通促進のための検討状況

## 権利処理の円滑化・取引市場の整備

### < 権利情報の集約化 >

放送コンテンツの取引市場の形成(権利者、交渉窓口に関する情報の集約化)のための新法の検討(総務省)

コンテンツ・ポータルサイト(作品情報に関するデータベースの構築等)の運用(コンテンツ・ポータルサイト運営協議会)

### < 著作権等の集中管理の拡大・強化 >

著作者・実演家に関するデータベースの構築に着手(創作者団体協議会)

・一任型管理事業の開始(CPRA・RIAJ)  
・音楽配信に係る権利処理コード付与作業の効率化

### < 著作権法の見直しなど >

・権利者不明の場合の裁定制度の見直し  
・アーカイブに関する法制度の整備  
・ネット上の意思表示システムの構築  
など(文化庁)

### < 関係者の協議による契約ルール等の形成 >

・キャッチアップサービス等のネット配信に関する契約ルール  
・所在不明の権利者、一部反対者への対応  
・実演家等の事故等に関する補償問題  
(映像コンテンツ大国の実現に向けた検討委員会)

## 海賊版・違法コピーへの対策

・ネット上の海賊版譲渡告知行為の防止策  
・私的使用目的の複製の見直し  
など(文化庁)

適法配信サイト識別マークの付与事業を開始予定(RIAJ)

## ユーザーの利用環境の整備

情報大航海プロジェクトの推進(経済産業省)

・検索エンジンサービス  
・私的録音録画補償金制度の見直し  
・ネット上での美術品等の商品画像の掲載  
・いわゆる間接侵害の範囲の明確化  
など(文化庁)

# 著作権等の集中管理の拡大・強化（１）

## 権利の集中管理の拡大

円滑な権利処理のためには、様々な著作権等の分野において、それぞれ権利の集中管理を拡大（権利委任者の拡大、対象となる権利の範囲拡大）することが必要。

特に、放送番組では、出演するすべての実演家の許諾を得る必要があるため、実演家の権利の集中管理が強く求められている。これを受け、（社）日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）は本年4月から一任型の著作権等管理事業を開始。今後、権利委任者の拡大に向け、積極的に取り組むことが期待される。

## （参考）主な著作権等管理事業者と管理範囲

著作権等管理事業（一任型）

		委託者数		演奏	上演	放送	ネット	複製	出版	課題
原作	日本文藝家協会	3,000		-						委託者を増やすことが課題。
脚本	日本脚本家連盟	2,000		-						
音楽	JASRAC	14,000								集中管理が複数の事業者に分散しており、権利処理事務の効率化が必要となってきている。
	イーライセンス	714								
レコード	日本レコード協会(RIAJ)	36		-	-	-	*1)	*2)	-	
実演	日本芸能実演家団体協議会 CPRA	30,000	レコード実演	-	-	-	*1)	*2)	-	どこにも権利を委任していない実演家が30%程度おり、委託者を増やすことが課題。なお、この他、非一任型だが、日本音楽事業者協会として権利処理できる実演家が30%程度いる。
			放送実演	-	-			*3)	-	

「-」はそもそも権利が認められていないもの

\*1)放送番組のネット配信に限定 \*2)放送用録音に限定

\*3)放送番組のビデオ化に限定

## 著作権等の集中管理の拡大・強化（２）

### 創作者団体ポータルサイトの創設

本年8月、創作者団体17団体が各団体の管理する著作権に関する情報のデータベースを整備し、2009年1月からそれらを「創作者団体ポータルサイト」として統合して運用する方針を表明。

コンテンツ・ポータルサイト運営協議会が運営する作品情報に関する「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」との連携も視野に入れている。これにより、権利処理の円滑化が図られるものと期待。

今後、本データベースの整備を支援すべきではないか。

### (参考) 17団体の内訳

(社)日本文芸家協会  
(協)日本脚本家連盟  
(協)日本シナリオ作家協会  
(社)日本児童文学者協会  
(社)日本児童文芸家協会  
(社)日本演劇協会  
(社)日本美術家連盟  
日本美術著作権連合

有限責任中間法人日本写真著作権協会  
(協)日本写真家ユニオン  
(社)日本マンガ家協会  
(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)  
(社)音楽出版社協会  
(社)日本レコード協会(RIAJ)  
(社)日本歌手協会  
(社)日本芸能実演家団体協議会  
日本音楽作家団体協議会(FCA)



# 著作権等の集中管理の拡大・強化（3）

## 1. デジタルコンテンツへのコード付与の現状と課題

物流においては、グローバルな取引を効率的に行うため、ほぼすべての商品に国際標準化された商品コード(JANコード)が付与されている。デジタルコンテンツについても、アイチューズ(株)がネット配信を行うアルバムに対してJANコードの付与を求める等の動きがある。

デジタルコンテンツに関しては、統一的なコンテンツIDや権利者IDを付与する「CCD(デジタル時代の著作権協議会) - IDモデル」がジャパン・コンテンツ・ショーケース等を通じて利用され始めている。

また、DRM技術の進展に伴い、利用者のニーズに応じた多様な利用条件が設定されたコンテンツの流通が可能となる見込み。かかる状況を踏まえ、権利の許諾条件をコード化し、CCD-IDと共用する試みも進められている。

デジタルコンテンツ流通の円滑化のため、上記のようなコード付与を普及させるための自主的な取組を促進すべきではないか。

## 2. 権利処理のためのコード付与の現状と課題

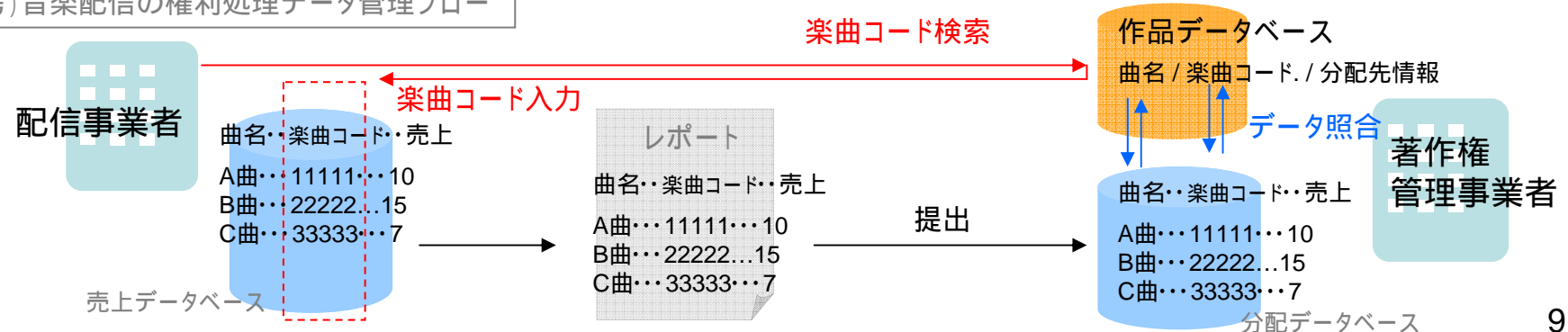
音楽のネット配信市場の拡大に伴い、コンテンツ提供事業者の取り扱う延べ楽曲数は、この4年間で7倍以上増加(2006年度で1.8億曲以上)。

コンテンツ提供事業者による楽曲コードの付与作業や著作権管理事業者による照合作業が膨大であるため、処理コストが増大するとともに、権利者への報酬支払いが遅延するおそれがある。

このため、ネットワーク音楽著作権連絡協議会において、楽曲コードの付与作業や照合作業を集中的に処理するための第三者機関を設立する方向で検討中。

ネット配信の増大が見込まれ、著作権管理事業者が複数化する中、商品コードと楽曲コードとの相互運用性の確保を視野に入れつつ、このような取組を支援すべきではないか。

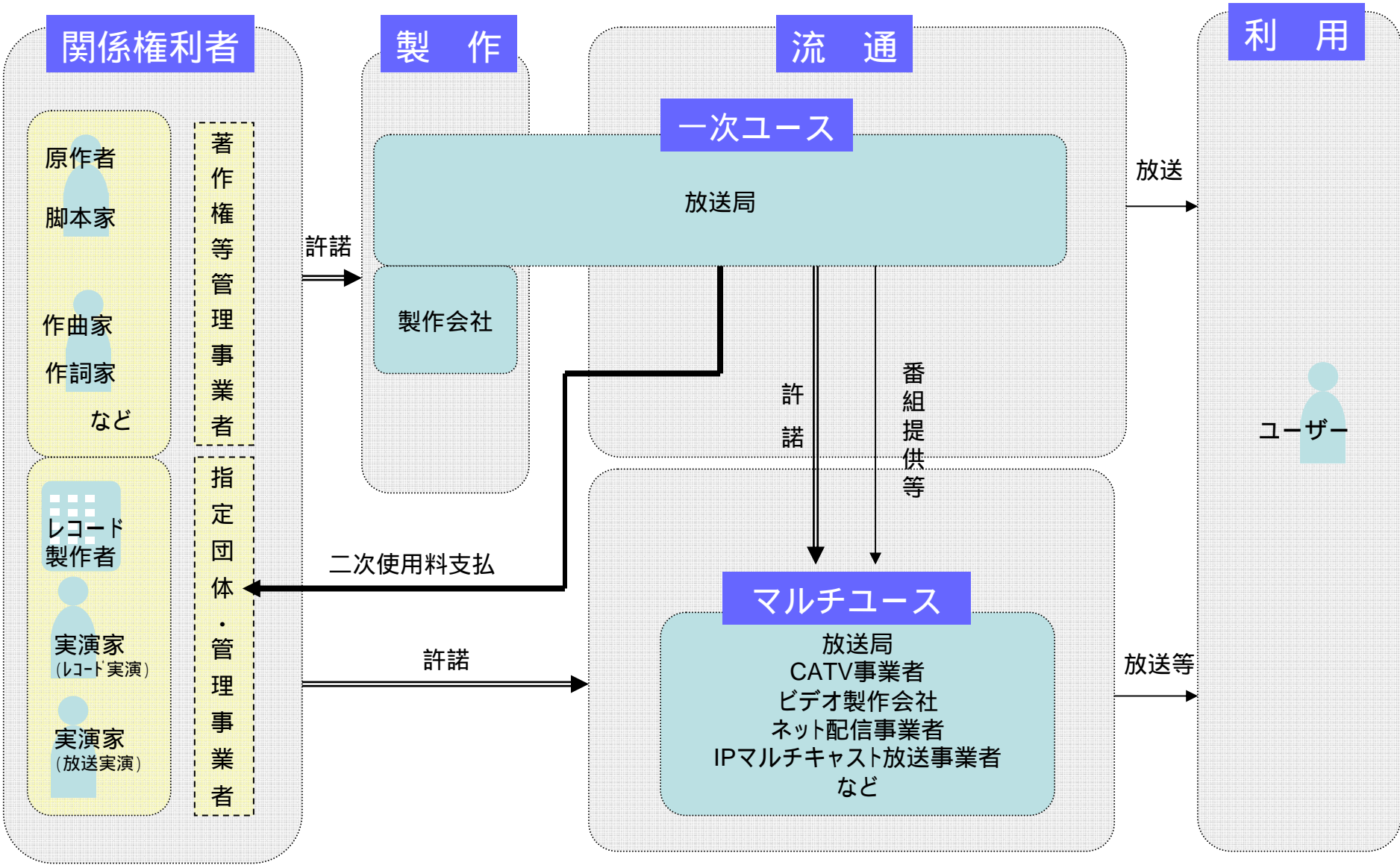
(参考)音楽配信の権利処理データ管理フロー



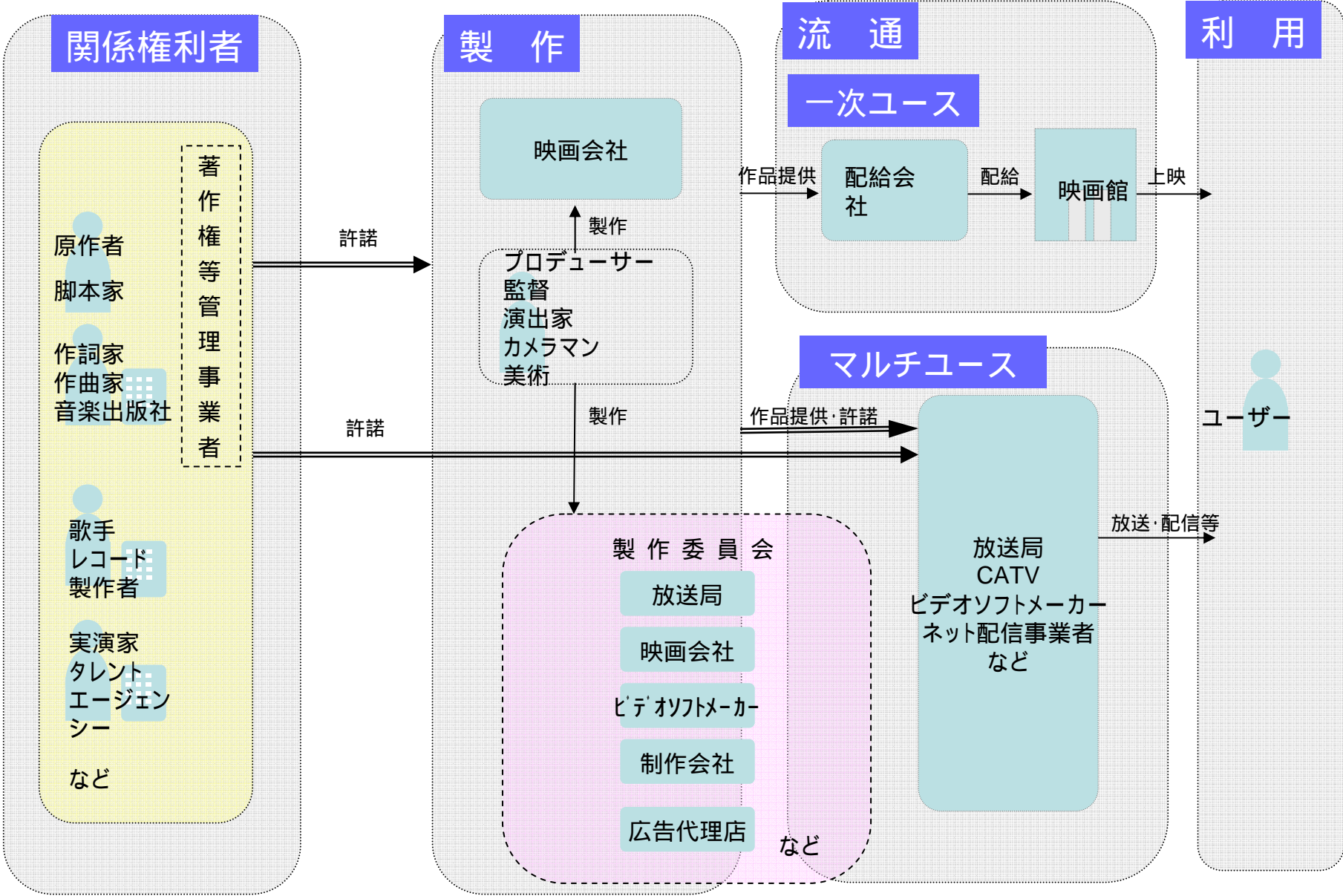
## 放送番組の著作権の取扱い

1. 放送番組のマルチユースを促進するためには、番組制作者を含め、関係者全体が積極的に二次利用を行えるような環境整備が必要。
2. このような観点から、放送局が外部委託・企画公募する番組については、実質的に制作会社が企画・制作した場合には、当該制作会社に著作権を帰属させるべき。
3. 例えば、(株)フジテレビジョンの場合、制作会社が企画・制作する「ATP契約」においては、制作費をすべて放送局が負担する場合であっても著作権を当該制作会社に帰属させているとのこと。(「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会(第24回)」(総務省))
4. このような原則に沿った取扱いを今後さらに周知・徹底すべきではないか。

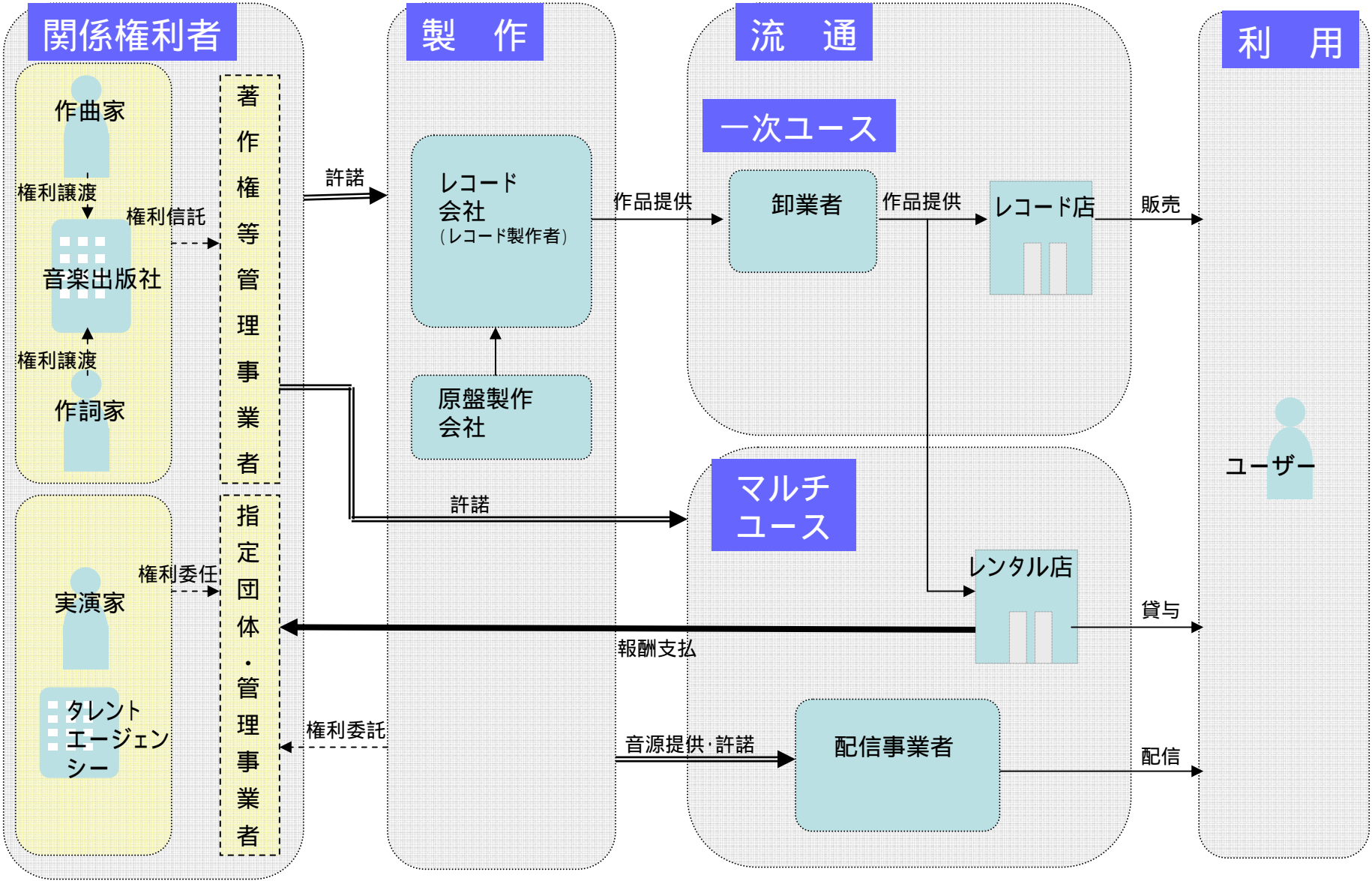
# 放送番組



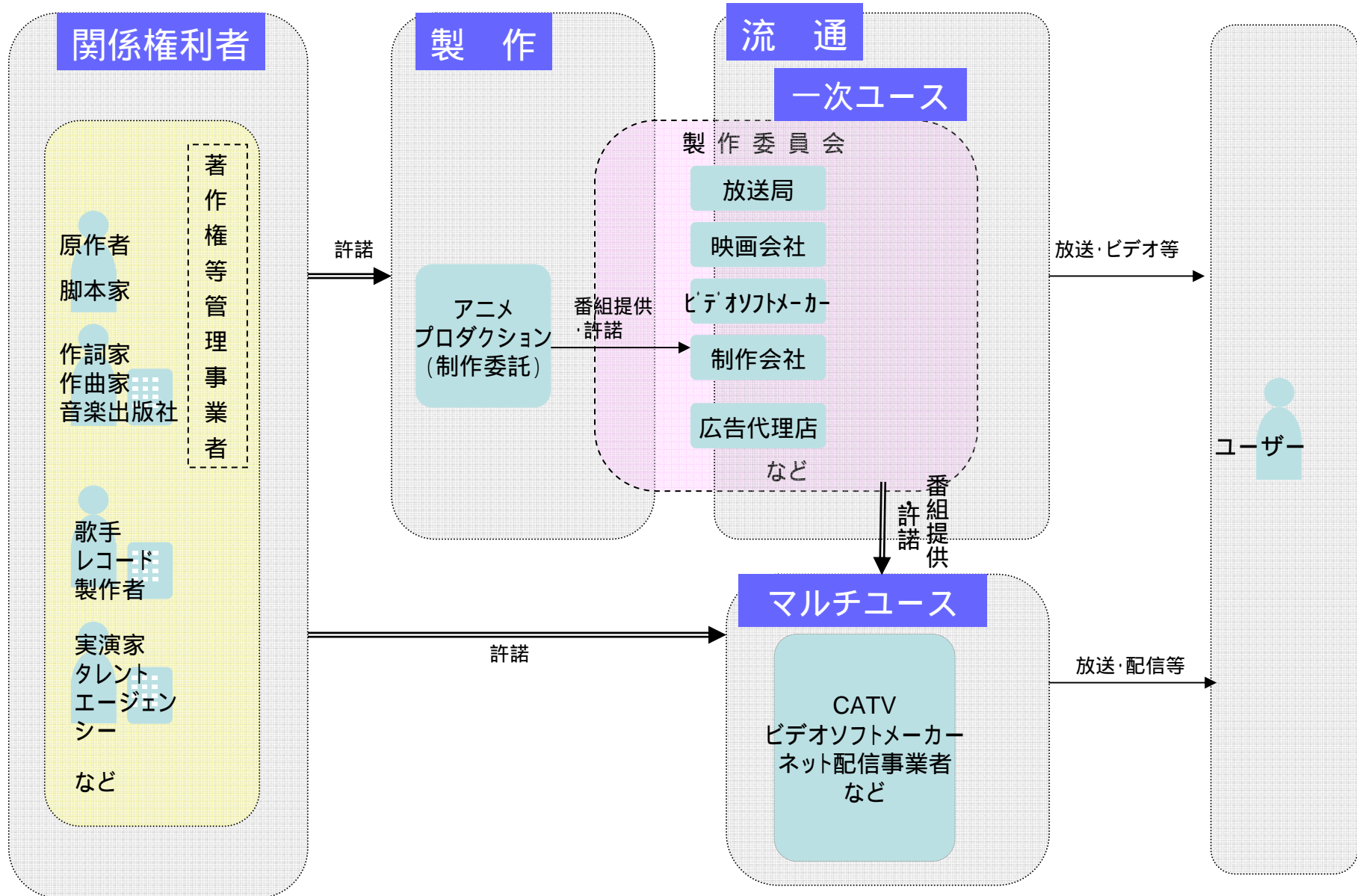
# 映画



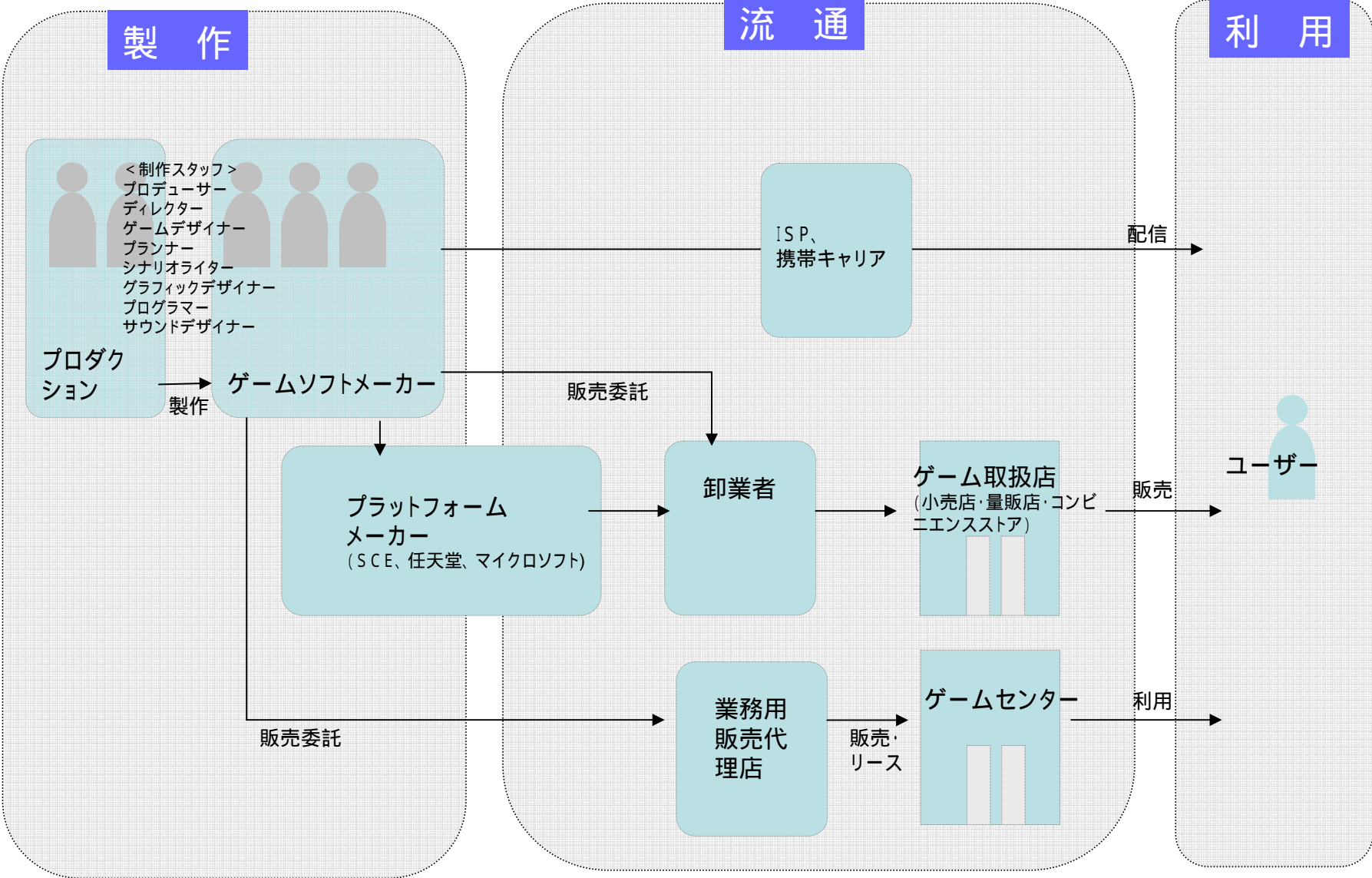
# 音楽



# アニメ



# ゲーム



# 出版

